

福井県報

第 2071 号
平成 21 年
9 月 29 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

目次(※は、県例規集登載事項)
規則

※障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則(三八・障害福祉課)……一
※福井県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則(三九・園芸畜産課)……二

告示

○障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定(五七一・障害福祉課)……三
○土地改良区の新たな事業の施行の認可(五七二・農村振興課)……三

正誤

○平成二十一年八月二十八日福井県公告(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施)……四

規則

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年九月二十九日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十八号

障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

障害者自立支援法施行細則(平成十八年福井県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
様式第一号付表七中

「~~障害者~~」を

「~~障害者~~・~~身体障害者~~・~~知的障害者~~・~~精神障害者~~」に

改める。

附則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)
2 改正前の障害者自立支援法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年九月二十九日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第三十八号

福井県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

福井県農業共済組合検査規則(昭和二十九年福井県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「検査を行う日の属する事業年度における」を削り、ただし書を削り、同条第二号中「損益」の下に「その他会計」を加える。

第四条第一項中「立ち入つて」を「において実地検査の方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。

第四条第二項中「原則として」を削り、同条第三項ただし書中「ただし」の下に「、やむを得ない事由があり、かつ」を加える。

第七条を削る。

第六条第二項中「立ち会い」を「立会い」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条を第七条とする。

第五条の見出し中「証票」を「検査命令書等」に改め、同条中「対し」の下に「当該検査に係る検査命令書(別記様式)および」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(検査基準日および検査の範囲)

第五条 検査基準日は、検査に着手した日(以下「検査日」という。)の前業務日とする。ただし、検査日の前業務日に残高試算表等の帳票が作成されていない場合は、検査日前の直近の残高試算表等が作成された日とすることができる。

2 検査は、原則として検査日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までに行う。ただし、特に必要があると認められるときは、検査日の属する事業年度の前事業年度の開始の日前および検査基準日後についても行うことができる。

第十条を第十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

(守秘義務)

第十二条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第九条第一項中「検査の結果について報告書を作成し、これに対する意見を付して、知事に提出し」を「その結果を知事に報告し」に改め、同条第二項中「報告書の提出」を「報告」に改め、「速やかに」の下に「、法令に違反している事項または組合の運営上是正もしくは改善の必要があると認められる事項を記載した」を加え、同条第三項中「、組合の業務または会計の状況について特に改善を要する事項があるときは」を削り、「報告書」を「回答書」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

4 前項の回答書には、知事が必要と認められた場合においては、理事会および監事会の議事録ならびに監事の意見書の添付を求めることができる。

第八条第一項中「ものとする」を「とともに、理事から当該講評に対する意見を聴取しなければならぬ」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第十条とする。

ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第七条の次に次の二条を加える。

(関係者の説明等)

第八条 検査員は、検査上特に必要がある場合

合は、組合の組合員、役員、退職した役員その他の関係者に対して任意の説明、答弁または書面の提出を求めることができる。

(検査の延期または中止)

第九条 検査員は、妨害、拒否、忌避その他重大な事情により検査の実施が困難であると認めるときは、検査の着手を延期し、または中止することができる。

2 検査員は、前項の場合において、検査の

着手を延期し、または中止したときは、直ちに知事にその旨を報告しなければならない。附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第6条関係)

第 年 月 日

検査命令書

検査員 (職) (氏名)

農業災害補償法第142条の2(第142条の3、第142条の4)の規定に基づき、農業共済組合の検査の職務に従事することを命ずる。

福井県知事 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指 示

福井県告示第571号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業所を指定したので同法第51条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

福井県知事 西川 一誠

サービス種類	事業所名	事業所番号	郵便番号	事業所住所	法人(設置者)名	設置者住所	代表役職	代表者氏名	指定日
共同生活援助事業	せいりゅうほーむ	1820400271	912-0092	大野市清瀧120-21	社会福祉法人あすなる福祉会	大野市篠座22-26	理事長	土谷 春榮	平成21年9月1日

福井県告示第572号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、平成21年9月14日付けで若狭鳥羽土地改良区の新たな事業（維持管理事業）の施行を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成21年9月29日

福井県知事 西川 一誠

指 示

平成21年8月28日福井県公告（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施）

ページ	段	行	誤	正
7	4	8	周辺機器および関連するシステムパッケージの借入	周辺機器の借入
		15	ウ 記載事項確認装置 4式 エ 運転者管理システム増設パッケージ 1式	ウ 記載事項確認装置 4式
8	2	3	9月24日(木)	10月2日(金)
		3	9月24日(木)	10月2日(金)

平成二十一年九月二十九日印
平成二十一年九月二十九日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開發三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇